

# 定 款

社会福祉法人若葉福祉会

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

#### (1) 第二種社会福祉事業

- (イ) 保育所の経営
- (ロ) 地域子育て支援拠点事業
- (ハ) 一時預かり事業

### (名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人若葉福祉会という。

### (経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組みとして、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

### (事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を千葉県千葉市若葉区若松町336番に置く。

## 第2章 評議員

### (評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

### (評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員2名の合計4名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

### (評議員の資格)

第7条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第二十五条の十七第六項第一号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数の（現在数）の三分の一を超えて含まれることになつてはならない。

### (評議員の任期)

- 第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了するときまでとすることができる。
  - 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

### (評議員の報酬等)

第9条 評議員に対して、各年度の総額が200,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

## **第3章 評議員会**

### (構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

### (権限)

- 第11条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任又は解任
  - (2) 理事及び監事の報酬等の額
  - (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
  - (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認

- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) 事業計画及び収支予算
- (10) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (11) 公益事業・収益事業に関する重要な事項
- (12) 解散
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

#### (開催)

第 12 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

#### (招集)

第 13 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

#### (議長)

第 14 条 評議員会に議長を置く。議長の選任については別に定める。

#### (決議)

第 15 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 16 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

## (議事録)

- 第 16 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。
- 3 第 2 項にかかわらず、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名が  
これに記名押印することとしても差し支えない。

## 第 4 章 役員及び職員

### (役員の定数)

- 第 17 条 この法人には次の役員を置く。
- (1) 理事 6 名
- (2) 監事 2 名
- 2 理事のうち 1 名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、1 名を業務執行理事とする。

### (役員の選任)

- 第 18 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

### (役員の資格)

- 第 19 条 社会福祉法第四十四条第六項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の三分の一を超えて含まれることになってはならない。
- 2 社会福祉法第四十四条第七項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係があるものを含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係があるものを含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない

### (理事の職務及び権限)

- 第 20 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款第 5 章で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行を理事会に報告しなければならない。

## (監事の職務及び権限)

第 21 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の

調査をすることができる。

## (役員の任期)

第 22 条 理事又は監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

3 理事又は監事は、第 16 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

## (役員の解任)

第 23 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

## (役員の報酬等)

第 24 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等との支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

## (職員)

第 25 条 この法人に職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

## (構成)

第 26 条 理事会は全ての理事をもって構成する。

## (権限)

第 27 条 理事会は次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

## (招集)

第 28 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

## (議長)

第 29 条 理事会に議長を置く。議長の選任については別に定める。

## (決議)

第 30 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

## (議事録)

第 31 条 理事会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名する。

3 第 2 項にかかわらず理事会に出席した理事及び監事は、これに記名押印することもできる。

## 第 6 章 資産及び会計

## (資産の区分)

第32条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 千葉市若葉区若松町329番地1、330番地、331番地所在の

鉄骨造木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建若竹保育園園舎1棟 (174.01m<sup>2</sup>)

(2) 千葉市若葉区若松町329番地1、330番地、331番地所在の

鉄骨造木造亜鉛メッキ鋼板葺陸屋根2階建若竹保育園園舎1棟 (300.87m<sup>2</sup>)

(3) 千葉市若葉区若松町329番地1、330番地、331番地所在の

鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋若竹保育園園舎1棟 (73.70m<sup>2</sup>)

(4) 千葉市若葉区若松町336番地、335番地2、337番地7、337番地8所在の

木造合金メッキ鋼板葺2階建若竹保育園園舎1棟 (1075.87m<sup>2</sup>)

(5) 千葉市若葉区若松町328-1 原野 790 m<sup>2</sup>

千葉市若葉区若松町339-2 原野 1080 m<sup>2</sup>

千葉市若葉区若松町333-3 山林 153 m<sup>2</sup>

千葉市若葉区若松町333-4 山林 242 m<sup>2</sup>

千葉市若葉区若松町334-2 宅地 133.97 m<sup>2</sup>

千葉市若葉区若松町335-2 山林 1150 m<sup>2</sup>

千葉市若葉区若松町336 山林 1599 m<sup>2</sup>

千葉市若葉区若松町337-4 山林 83 m<sup>2</sup>

千葉市若葉区若松町337-6 原野 162 m<sup>2</sup>

千葉市若葉区若松町337-7 山林 682 m<sup>2</sup>

千葉市若葉区若松町337-8 原野 390 m<sup>2</sup>

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

### (基本財産の処分)

第33条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事長が議案書を作成し、

理事会の理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を得て、

〔千葉市長〕の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、

〔千葉市長〕の承認は必要としない。

①独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

②独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

### (資産の管理)

第34条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

### (事業計画及び収支予算)

第35条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに  
理事長が作成し、理事会の理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び理事会の決議  
を

経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

### (事業報告及び決算)

第36条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定期評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、備え置き 一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

### (会計年度)

第37条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

### (会計処理の基準)

第38条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

## (臨機の措置)

第39条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認がなければならない。

## 第7章 解散

### (解散)

第40条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

### (残余財産の帰属)

第41条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第8章 定款の変更

### (定款の変更)

第42条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、〔千葉市長〕の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るもの）を受けるなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を〔千葉市長〕に届け出なければならない。

## 第9章 公告の方法その他

### (公告の方法)

第43条 この法人の公告は、社会福祉法人若葉福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

### (施行細則)

第44条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

## 附則

- 1 この法人の設立当初の役員は次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	山崎 淳一
理 事	山崎 竜二
理 事	御園 愛子
理 事	吉江 規隆
理 事	小川 卓男
理 事	片倉 憲太郎
監 事	青木 正幸
監 事	齋藤 学

- 2 第5条で定める評議員の人数は、平成29年4月1日～平成32年3月31日までの間は4名以上とする。
- 3 ①この定款は平成24年 4月 1日から施行する。  
②この定款は平成25年 4月 1日から施行する。  
③この定款は平成28年 4月 1日から施行する。  
④この定款は平成29年 4月 1日から施行する。  
⑤この定款は令和 2年 1月 23日から施行する。  
⑥この定款は令和 2年 2月 16日から施行する。

# 社会福祉法人若葉福祉会定款細則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人若葉福祉会（以下「法人」という。）定款第40条の規定により、法人運営管理及び業務の細部について、必要な事項を定めるものとする。

## 第2章 評議員会・理事会等の役割

### (評議員会・理事会の役割)

第2条 理事長は、次の業務についてよく理解及び把握し、理事会の承認決議を受けて評議員会の承認を得なければならない。

- ①事業計画・収支予算書資金調達及び設備投資の見込み等
- ②評議員会で決議する、第10条の(1)から(9)の項目について、理事会で内容を協議精査し評議員会に提案し決議を得る。第10条の(1)から(9)の項目は次のとおり。
  - 1. 理事及び監事の選任又は解任
  - 2. 理事及び監事の報酬等の額
  - 3. 理事・監事及び評議員に対する報酬などの支給の基準
  - 4. 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）
  - 5. 定款の変更
  - 6. 残余財産の処分
  - 7. 基本財産の処分
  - 8. 社会福祉充実計画の承認
  - 9. この他ものとして法令又はこの定款で定められた事項

### (理事長及び業務執行理事の役割)

第3条 理事長は法人を代表しその法人運営の牽引をなし、法人のガバナンスに最善の力を注ぐこと。業務執行理事は理事長を補佐し、地域社会・職員・理事会・評議員会に配慮しつつ理事長と共に業務に取り組むこと。

(報告事項)

第4条 基本的に理事会で協議決議し評議員会に報告し、定款で定められている評議員会に承認決議する。

2 評議員会に報告すべき内容に十分に理事長は配慮しなければならない。

**第3章 議事録**

(議事録)

第5条 評議員議事録は、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。理事会議事録は出席した理事長及び監事2名が議事録に記名押印し、監事が欠席の場合理事2名を選出し、記名押印することとする。

2 議長は、議事録の正確を期するため、適當と認める職員に理事会の議事の経過及び結果を記録させることができる。

3 議事録は、開催案内、提出議案書を、議事録に添付し保存すること。

4 作成した議事録は、次回の理事会で、各評議員並びに各理事に供覧するものとする。

**第4章 監事**

(監事監査)

第6条 法人定款第19条に規定する監事の職務として、理事の職務の執行を監査すると同時に決算時に、事業報告書・財産目録・貸借対照表・収支計算書等の決算監査を実施する。

2 監事は隨時必要な時期に監査を実施することができる。

(監査の報告)

第7条 監事は監査の終了後監査結果報告書を作成し、記名押印しの上理事長に提出するものとする。

**第5章 評議員選任及び解任委員の選出**

(評議員選任及び解任委員選任)

第8条 評議員選任及び推薦解任委員会は、監事1名・事務局員1名・外部委員2名の4名

で構成するが、選任の候補者は理事会が提案する。

2 評議員選任委員及び推薦解任委員は法人の経営で重要な評議員を提案する立場であり、理事会は丁寧に提案することとする。

**第6章 事務の専決**

(事務の専決)

第9条 理事長並びに施設長が専決できる事項は、別紙1のとおりとする。

(専決の報告)

第 10 条 理事長並びに施設長が専決を行った事項のうち、その内容が重要と認められる事項については、速やかに文章又は口頭により理事会に報告しなければならない。

(定款細則の変更については、理事会の 2/3 以上をもって承認を得る。)

#### 附 則

1. この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
2. この細則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
3. この細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

『定款 25 条による理事長の専決事項は次のとおりとする。』

1. 「施設長の任免その他の重要な人事」を職員の任免に関すること。
2. 職員の日常の労務管理、福利厚生に関すること
3. 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむ得ない特別な理由があると認められるもの。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
4. 設備資金の借入に係る契約で予算の範囲以内のもの。補助事業の国・県等の補助金が決定又は内定している場合の補助金・福祉医療機構の借入金に対する、民間金融機関からのつなぎ資金借入については理事会の承認を得て実施すること。
5. 工事又は製造の請負については、100 万円を超える 250 万円以下の契約、食料品、物品購入については 100 万円を超える 160 万円以下の契約を締結すること。
6. 施設整備請負や物品納入等の契約のうち次の様な契約（経理規程の範囲内の金額）
  - ① 日常的に消費する給食材料等の日々購入
  - ② 施設整備の保守管理、物品の修理等
  - ③ 緊急を要する設備・物品購入等
7. 基本財産以外の固定資産及び改良等のための支出で、予算に計上されていない 1 件 160 万円未満のもの。
8. 運用財産（土地、建物及び補助事業により取得した設備を除く）のうち損傷その他の理由により、不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えられないと認められる、取得価格が 1 件 500 万円未満のものの処分に関するもの。
9. 予算上の予備費の支出
10. 寄付金の受け入れに関する決定（法人運営に重大な影響がるもの）を除く。
11. 役員及び施設長の旅行命令及び復命に関すること。
12. 施設長の服務に関する諸願いの許可又は承認に関すること。
13. 職員の昇給・昇格に関すること。
14. 各種証明書の交付に関すること。

『施設長の専決事項』

1. 所属職員の職務分担、勤務体制及び福利厚生に関すること。
2. 所属職員の旅行命令及び復命に関すること
3. 所属職員の時間外命令及び休日勤務に関すること。
4. 所属職員の服務に関する諸願いの許可又は承認に関すること。
5. 臨時職員の任免に関すること。
6. 臨時職員の扶養手当、通勤手当及び住宅手当の認定及び支給額の決定に関すること。
7. 人件費及び厚生経費に関する予算の執行。毎月、日常的に請求のある支払いについては、施設長が決済し理事長の承認印も押印する。
8. 収入事務（寄付金を除く）に関すること。
9. 行政官庁からの照会に関すること。そのほか定例または軽易な事項。

## 附 則

1. この細則は、平成18年 3月11日から施行する。
2. この細則は、平成25年11月 2日から施行する。
3. この細則は、平成29年 4月 1日から施行する。